

第7回 一関市・藤沢町合併協議会

日時：平成22年7月13日（火） 午後1時～午後4時

場所：一関市役所2階 大会議室

次 第

1．開 会

2．協議事項

- (1) 協議第17号 地方税の取扱いについて（協定項目9）
- (2) 協議第18号 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目17）
- (3) 協議第19号 補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目18）
- (4) 協議第20号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目20）
- (5) 協議第21号 広聴・広報事業について（協定項目22 - 1）
- (6) 協議第22号 新市基本計画の作成方針について

3．提案事項

- (1) 協議第23号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）
- (2) 協議第24号 病院・診療所の取扱いについて（協定項目21）
- (3) 協議第25号 組織及び機構の取扱いについて（協定項目11）
- (4) 協議第26号 行財政改革について（協定項目22 - 2）
- (5) 協議第27号 納税貯蓄組合補助（について協定項目22 - 3）
- (6) 協議第28号 高齢者福祉事業について（協定項目22 - 7）
- (7) 協議第29号 上下水道事業について（協定項目22 - 17）
- (8) 協議第30号 奨学金貸付事業について（協定項目22 - 18）

4．その他

5．閉 会

協議第23号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

藤沢町農業委員会の選挙による委員（5人）については、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定を適用し、一関市農業委員会の委員の残任期間、引き続き一関市農業委員会の選挙による委員として在任する。

合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数は、40人とする。ただし、選挙区の区域及び選挙区ごとの定数は、新市において決定する。

平成22年7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>藤沢町農業委員会の選挙による委員（5人）については、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定を適用し、一関市農業委員会の委員の残任期間、引き続き一関市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数は、40人とする。ただし、選挙区の区域及び選挙区ごとの定数は、新市において決</p>	

各市町の状況等

	一関市	藤沢町	合計(A)	新市(B)	(B)-(A)	在任特例適用 (編入)
農業委員の定数	48	9	57	48	9	53
選挙による委員の条例定数 (定数の基準、人以内)	40 (40)	5 (30)	45 (40)	40	5	45
法12条1号委員(農協、共済組合、土地改良 区推薦 各1名)	4	3	7	4	3	4
法12条2号委員(議会推薦 4名以内)	4	1	5	4	1	4
農業委員の任期	H24.9.19	H23.7.19				
行政面積(k㎡)	1,133.10	123.15	1,256.25			
基準農業者数	14,745	1,849	16,594			
農地面積(ha)	19,997	2,829	22,826			
選挙区	7	1	8			
選挙人名簿登録者数(H22.3.31現在)(人) (割合%)	25,628 (88.31%)	3,392 (11.69%)	29,020 (100.00%)			
報酬(年額:円)	会長	362,400				
	職務代理	217,000				
	委員	217,000				

- 1 新市の選挙による委員数及び議会推薦の委員数は、法定数の上限。また、新市の定数は新市に1つの農業委員会を設置した場合。
- 2 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会の選挙による農業委員の定数は40人以下(農業委員会等に関する法律施行令第2条の2)
- 3 行政面積:岩手県市町村課:市町村資料より
- 4 基準農業者数:10アール以上の農地を耕作する世帯数及びその面積以上の農地を耕作する農業生産法人(その区域内に住所を有する法人)の数の合計数
- 5 農協推薦による委員は、農協ごとに各1名であり、新市では、「岩手南農協」と「いわい東農協」からそれぞれ1名ずつの推薦となる。
- 6 基準農業者数及び農地面積は(平成20年度末現在)農家基本台帳より

農業委員会等に関する法律

(選挙による委員)

第七条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、四十人を超えない範囲内で条例で定める。

(委員の任期)

第十五条 選挙による委員の任期は、三年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

農業委員会等に関する法律施行令

(選挙による委員の定数の基準)

第二条の二 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第十二条第一号の委員として選任しなければならない委員の数と四人(同条第二号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分	委員の数の上限
一 (一) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 十アール(北海道にあつては、三十アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	二十人
二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	三十人
三 その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が六千を超える農業委員会	四十人

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第11条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

協議第24号

病院・診療所の取扱いについて（協定項目21）

病院・診療所の取扱いについて、次のとおり提案する。

国民健康保険藤沢町民病院事業は、現行のとおりとし、適正な運営と健全な経営が継続されるよう、事業のあり方を新市において検討する。
診療所は、現行のとおりとする。

平成22年 7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	21 病院・診療所の取扱い	関係項目
調整の内容	国民健康保険藤沢町民病院事業は、現行のとおりとし、適正な運営と健全な経営が継続されるよう、事業のあり方を新市において検討する。 診療所は、現行のとおりとする。	

一 関 市		藤 沢 町
1. 病院 施設なし		1. 病院 (1) 設置状況 地方公営企業法の全部適用による藤沢町民病院事業を設置 国保藤沢町民病院 国保診療施設事業 老健ふじさわ 介護老人保健施設事業 光栄荘 特別養護老人ホーム事業 デイサービスセンター 老人デイサービス事業 訪問看護ステーション 訪問看護ステーション事業 グループホームやまばと 高齢者グループホーム 指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業
2. 診療所 (1) 設置状況等 国民健康保険法に基づく4診療所を設置 猿沢 千厩歯科 室根 室根歯科		(2) 施設毎の状況(平成20年度) 国保藤沢町民病院 延べ患者数 入院 16,645人(1日あたり45.6人、病床利用率84.4%) 外来 40,981人(1日あたり139.9人)
(2) 診療日数、延べ患者数の状況(20年度) 猿沢(内科) 242日 8,146人 (歯科) 239日 5,803人 千厩歯科 243日 3,633人 室根 247日 8,224人 室根歯科 259日 8,063人 (川崎弥栄(内科) 197日 9,847人 21年4月より休止、22年3月31日廃止)		病床数 54床 職員体制 医師 4.7人 看護職員 38.5人 医療技師 10.0人 事務職員 5.0人 その他 10.0人 合計 68.2人
(3) 職員体制(21年度) 猿沢 医師 歯科医師 事務長 主事 看護師(3)、放射線技師 歯科衛生士(3) 計 11人		

一 関 市

藤 沢 町

千厩歯科
 歯科医師 事務長 歯科技工士 歯衛生士(4)、歯助手 計 8人
 室根
 医師、事務長、看護師(4) 放射線技師、主事
 計 8人(うち兼務1人 放射線技師・猿沢診療所所属)
 室根歯科
 歯科医師 事務長 歯衛生士(5)及び歯助手
 計 8人(うち兼務1人 事務長・室根診療所所属)

老健ふじさわ
 延べ利用者数 入所21,177人(1日あたり 58.0人、ベッド利用率96.7%)
 通所 6,235人(1日あたり20.3人)
 定 員 60人
 職員体制
 医 師 0.6人
 看護職員 6.0人
 支援相談員 2.0人
 介護職員 34.0人
 医療技術者 2.0人
 事務職員 2.0人
 合 計 46.6人

光栄荘

延べ利用者数 長期入所31,730人(1日あたり 86.9人、
 ベッド利用率99.9%)
 短期入所 5,398人(1日あたり 14.8人)
 102人 (短期15、長期87)

定 員
 職員体制
 医 師 0.4人
 看護職員 4.0人
 生活相談員 4.0人
 介護職員 41.5人
 事務職員 4.0人
 その他 3.0人
 合 計 56.9人

グループホームやまばと
 延べ利用者数 3,281人(1日あたり 8.9人)

定 員 9人
 職員体制 介護職員 9.0人

(4) 収支の状況(20年度)

国保特別会計(直診勘定)により

歳入 647,624千円 歳出 646,490千円

歳入のうち一般会計繰入金 197,000千円

デイサービスセンター

定員 30人
 延べ利用者数 7,575人(1日あたり 21.1人)
 職員体制
 生活相談員 2.0人
 看護職員 1.0人
 介護職員 7.0人
 合 計 10.0人

訪問看護ステーション

延べ利用者数 4,649人
 職員体制
 看護職員 4.0人
 医療技術職員 2.0人
 合 計 6.0人

指定居宅介護支援事業所

延べ計画作成件数 3,495件
 職員体制 介護支援専門員 8.0人

(3) 収支の状況(20年度決算)

病院

医療収入及び医療外収入	11億6,282万円	
医療費用及び医療外費用	11億4,810万円	差引 1,472万円
病院以外		
介護サービス事業収入及び事業外収入	8億8,300万円	
介護サービス事業費用及び事業外費用	8億3,648万円	差引 4,652万円

病院事業全体での収支残額 6,124万円

(一般会計繰入金 13,808万円)

協議第25号

組織及び機構の取扱いについて（協定項目11）

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

新市の組織及び機構については、一関市の組織及び機構を基本に藤沢町に藤沢支所を設置することとし、合併時までに調整する。

平成22年 7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

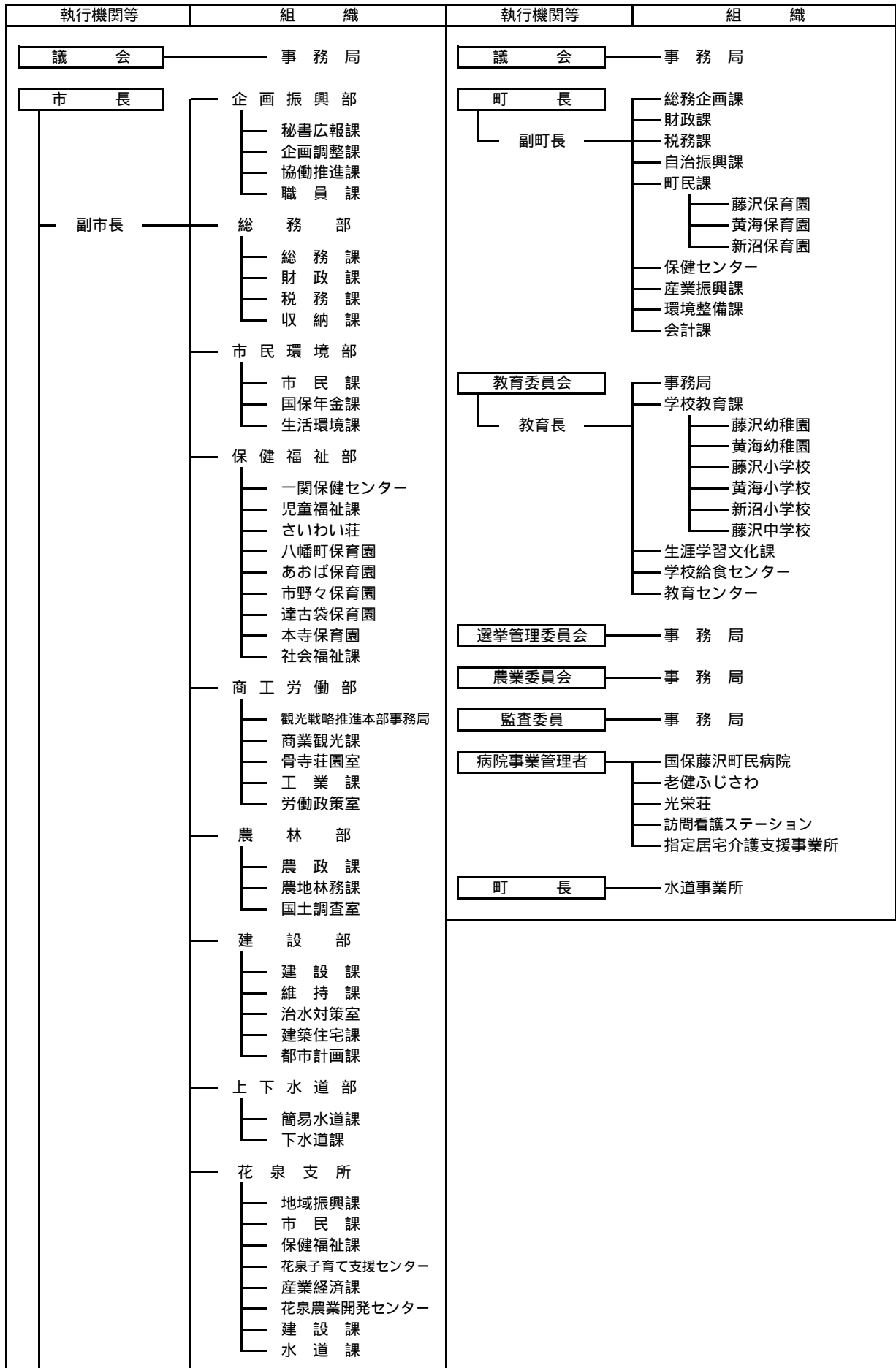
協定項目	11 組織及び機構の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>新市の組織及び機構については、一関市の組織及び機構を基本に藤沢町に藤沢支所を設置することとし、合併時までに調整する。</p>	

両市町の現状は別紙のとおり。

現在の組織（平成22年4月1日現在）

【一関市】

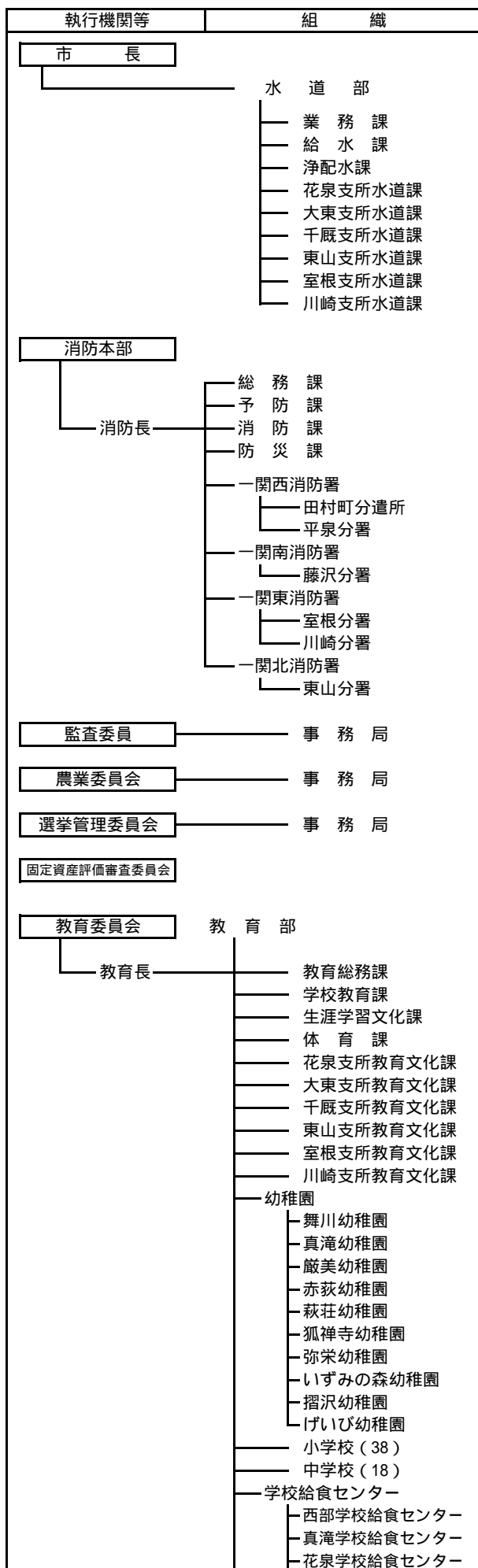
【藤沢町】



【一関市】

執行機関等	組 織
	<ul style="list-style-type: none"> — 大 東 支 所 <ul style="list-style-type: none"> — 地域振興課 — 市 民 課 — 猿沢診療所 — 保健福祉課 — 大原保育園 — 摺沢保育園 — 興田保育園 — 猿沢保育園 — 洺民保育園 — 曾慶保育園 — 産業経済課 — 大東農業技術センター — 建 設 課 — 水 道 課 — 千 厩 支 所 <ul style="list-style-type: none"> — 地域振興課 — 市 民 課 — 千厩歯科診療所 — 保健福祉課 — 老人福祉センター — 千厩保育園 — 奥玉保育園 — 小梨保育園 — 磐清水児童館 — 産業経済課 — 建 設 課 — 水 道 課 — 東 山 支 所 <ul style="list-style-type: none"> — 地域振興課 — 市 民 課 — 保健福祉課 — 長坂保育園 — 松川保育園 — 田河津児童館 — 産業経済課 — 建 設 課 — 水 道 課 — 室 根 支 所 <ul style="list-style-type: none"> — 地域振興課 — 市 民 課 — 室根診療所 — 室根歯科診療所 — 保健福祉課 — 折壁保育園 — 浜横沢児童館 — 上折壁児童館 — 釘子保育園 — 津谷川保育園 — 産業経済課 — 建 設 課 — 水 道 課 — 川 崎 支 所 <ul style="list-style-type: none"> — 地域振興課 — 市 民 課 — 保健福祉課 — 川崎保育園 — 門崎保育園 — 産業経済課 — 建 設 課 — 水 道 課
会計管理者	— 会 計 課

【一関市】



【一関市】

執行機関等	組 織
	<ul style="list-style-type: none"> - 大東学校給食セン - 千厩学校給食セン - 室根学校給食セン
	<ul style="list-style-type: none"> - 公民館 <ul style="list-style-type: none"> - 一関公民館 - 山目公民館 - 中里公民館 - 狐禅寺公民館 - 厳美公民館 - 萩荘公民館 - 舞川公民館 - 弥栄公民館 - 永井公民館 - 涌津公民館 - 油島公民館 - 花泉公民館 - 老松公民館 - 日形公民館 - 金沢公民館 - 大原公民館 - 摺沢公民館 - 奥田公民館 - 猿沢公民館 - 渋民公民館 - 曾慶公民館 - 千厩公民館 - 小梨公民館 - 奥玉公民館 - 磐清水公民館 - 東山公民館 - 田河津公民館 - 松川公民館 - 室根公民館 - 川崎公民館
	<ul style="list-style-type: none"> - 図書館 <ul style="list-style-type: none"> - 一関図書館 - 花泉図書館 - 大東図書館 - 千厩図書館 - 東山図書館 - 室根図書館 - 川崎図書館
	<ul style="list-style-type: none"> - 博物館 - 花夢バル - 石と賢治のミュージアム

協議第26号

行財政改革について（協定項目22 - 2）

行財政改革について、次のとおり提案する。

行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応できる持続可能な行財政基盤の確立を図るため、合併後に行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、行財政改革を推進する。

平成22年 7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	2 行財政改革
調整の内容	行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応できる持続可能な行財政基盤の確立を図るため、合併後に行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、行財政改革を推進する。		

一 関 市		藤 沢 町	
【行政改革大綱 平成 18 年 12 月策定】		【行政改革大綱 平成 18 年 2 月策定】	
1 計画期間 平成 18 年度～平成 22 年度(5 年間)		1 計画期間 平成 17 年度～平成 21 年度(5 年間)	
2 基本方針		2 基本方針	
(1) 市民本位の行政運営	(5) 成果重視による施策の推進	(1) 地域の力を結集し、互いに支え合う仕組みを整備	
(2) 健全な財政運営の確保	(6) 事務事業の重点化	(2) 行政の担うべき役割の重点化及び効率的効果的な行政サービスの提供	
(3) 協働によるまちづくりの推進	(7) 人材育成の推進	(3) シンブルでスピーディな体制の整備	
(4) 民間活力の積極的導入		(4) 定員管理と給与体制福利厚生など全般にわたる適正化	
3 改革推進体制		3 改革推進体制	
(1) 行財政改革推進審議会		(1) 藤沢町まちづくり審議会	
(2) 行財政改革推進本部		(2) 藤沢町行政改革推進本部	
行財政改革推進チーム	事務改善推進チーム		
【集中改革プラン 平成 18 年 12 月策定】		【集中改革プラン 平成 18 年 2 月策定】	
1 計画期間・実施体制 行政改革大綱に同じ		1 計画期間・実施体制 行政改革大綱に同じ	
2 実施計画		2 実施計画	
(1) 事務事業の見直し	(5) 窓口等市民サービスの向上	(1) 事務事業の再編整理廃止統合	(5) 経費節減等
(2) 組織編成の見直し	(6) 電子自治体の推進	(2) 民間委託等の推進	(6) 第三セクターの見直し
(3) 定員管理及び職員給与の見直し	(7) 公正の確保と透明性の向上	(3) 定員管理の適正化	(7) 地方公営企業関係
(4) 職員の意識改革等人材の育成	(8) 経費の節減合理化と税収等の確保	(4) 給与の適正化	(8) 議会のあり方
3 主な事業内容		3 主な事業内容	
(1) 集中改革プランの実施状況調査(毎年)	(4) 広告掲載事業	(1) 集中改革プランの実施状況調査(毎年)	
(2) 政策評価	(5) 職員意識の向上事業		
(3) 行財政改革として取り組むべき事項調査			

協議第27号

納税貯蓄組合補助について（協定項目22 - 3）

納税貯蓄組合補助について、次のとおり提案する。

納税貯蓄組合に対する補助金等は、新市において調整する。

平成22年 7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	3 納税貯蓄組合補助
調整の内容	納税貯蓄組合に対する補助金等は、新市において調整する。		

一 関 市		藤 沢 町																																	
1	<p>事務費補助金（組合員規模）</p> <p>市から単位組合への事務費補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員数</th> <th>補助額</th> <th>組合員数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~30人</td> <td>10,000円</td> <td>121人~150人</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>31人~60人</td> <td>12,000円</td> <td>151人~180人</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>61人~90人</td> <td>14,000円</td> <td>181人~</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>91人~120人</td> <td>16,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組合員数	補助額	組合員数	補助額	~30人	10,000円	121人~150人	18,000円	31人~60人	12,000円	151人~180人	20,000円	61人~90人	14,000円	181人~	22,000円	91人~120人	16,000円			1	<p>事務費補助金</p> <p>町から単位組合への事務費補助（「組合規模別割」+「組合員数割額」）</p> <p>(1) 組合規模別割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員数</th> <th>補助額</th> <th>組合員数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~49人</td> <td>10,000円</td> <td>70人~99人</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>50人~69人</td> <td>15,000円</td> <td>100人~</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 組合員数割額</p> <p>組合員数に100円を乗じて得た額</p>	組合員数	補助額	組合員数	補助額	~49人	10,000円	70人~99人	20,000円	50人~69人	15,000円	100人~	25,000円
組合員数	補助額	組合員数	補助額																																
~30人	10,000円	121人~150人	18,000円																																
31人~60人	12,000円	151人~180人	20,000円																																
61人~90人	14,000円	181人~	22,000円																																
91人~120人	16,000円																																		
組合員数	補助額	組合員数	補助額																																
~49人	10,000円	70人~99人	20,000円																																
50人~69人	15,000円	100人~	25,000円																																
2	<p>育成事業補助金</p> <p>市から一関市納税貯蓄組合連合会への補助（連合会から各支部へ）</p> <p>平成22年度・・・2,458千円</p>	2	<p>育成事業補助金</p> <p>町から藤沢町納税貯蓄組合連合会への補助</p> <p>平成22年度・・・60千円</p>																																
3	<p>納付書配布報償費</p> <p>・納税組合長（一関市市税納付協力員として委嘱）に対し、納付書配布1通あたり50円を支給。</p> <p>・実施地域：一関、花泉、大東及び東山（他の地域は直接送付）</p>	3	<p>納付書配布報償費</p> <p>なし</p>																																
4	<p>納税表彰報償費</p> <p>(1) 最優秀組合（年度内納付100%達成組合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員数</th> <th>補助額</th> <th>組合員数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~30人</td> <td>50,000円</td> <td>121人~150人</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>31人~60人</td> <td>60,000円</td> <td>151人~180人</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>61人~90人</td> <td>70,000円</td> <td>181人~</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>91人~120人</td> <td>80,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組合員数	補助額	組合員数	補助額	~30人	50,000円	121人~150人	90,000円	31人~60人	60,000円	151人~180人	100,000円	61人~90人	70,000円	181人~	110,000円	91人~120人	80,000円			4	<p>納税表彰報償費</p> <p>なし</p>												
組合員数	補助額	組合員数	補助額																																
~30人	50,000円	121人~150人	90,000円																																
31人~60人	60,000円	151人~180人	100,000円																																
61人~90人	70,000円	181人~	110,000円																																
91人~120人	80,000円																																		

(2) 優秀組合（年度内納付95%以上100%未済組合）

組合員数	補助額	組合員数	補助額
~30人	35,000円	121人~150人	55,000円
31人~60人	40,000円	151人~180人	60,000円
61人~90人	45,000円	181人~	65,000円
91人~120人	50,000円		

(3) 優良組合（年度内納付90%以上95%未済組合）

組合員数	補助額	組合員数	補助額
~30人	15,000円	121人~150人	27,000円
31人~60人	18,000円	151人~180人	30,000円
61人~90人	21,000円	181人~	33,000円
91人~120人	24,000円		

(4) 功労組合（過去4ヶ年連続年度内納付100%達成組合）

組合員数	補助額	組合員数	補助額
~30人	10,000円	121人~150人	18,000円
31人~60人	12,000円	151人~180人	20,000円
61人~90人	14,000円	181人~	22,000円
91人~120人	16,000円		

(5) 功労組合（過去3ヶ年平均納付率から1%以上向上した組合）

組合員数	補助額	組合員数	補助額
~30人	10,000円	121人~150人	18,000円
31人~60人	12,000円	151人~180人	20,000円
61人~90人	14,000円	181人~	22,000円
91人~120人	16,000円		

協議第28号

高齢者福祉事業について（協定項目22 - 7）

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1 老人クラブ助成は、合併次年度から一関市の制度に統一する。
- 2 敬老事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

平成22年7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	7 高齢者福祉事業
調整の内容	<p>1 老人クラブ助成は、合併次年度から一関市の制度に統一する。</p> <p>2 敬老事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。</p>		

項目	一 関 市	藤 沢 町																																										
1 老人クラブ助成	<p>1 老人クラブ連合会補助金（H2予算額）</p> <p>【補助内容】 国県の基準による補助金に加え、市単独での上乗せ補助金あり。</p> <p>【国・県基準分】 補助基本額 165,000円 会員割 1人50円 支援体制強化事業 220,000円</p> <p>【上乗せ補助分】 165,000円×7支部 1,155,000円 事務局設置への補助 2,288,200円 合計 4,457,250円</p>	<p>1 老人クラブ連合会補助金（H22予算額）</p> <p>【補助内容】 国県の基準による補助金のみ</p> <p>【国・県基準分】 補助基本額 165,000円 会員割 1人50円 60,000円</p> <p>【上乗せ補助分】 なし 合計 225,000円</p>																																										
2 老人クラブ活動費補助金	<p>【内容】 国・県基準の月額単価で補助金を支出。</p> <p>【クラブ数等（H21）】 291クラブ 12,934人</p> <p>【交付実績（H21）】</p> <table border="1"> <tr> <td>会員数</td> <td>クラブ数</td> <td>補助金額</td> </tr> <tr> <td>11～30人</td> <td>54</td> <td>1,555,200円</td> </tr> <tr> <td>31～50人</td> <td>135</td> <td>4,050,000円</td> </tr> <tr> <td>51～60人</td> <td>55</td> <td>1,848,000円</td> </tr> <tr> <td>61～80人</td> <td>34</td> <td>1,183,200円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>13</td> <td>483,600円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>291</td> <td>9,120,000円</td> </tr> </table>	会員数	クラブ数	補助金額	11～30人	54	1,555,200円	31～50人	135	4,050,000円	51～60人	55	1,848,000円	61～80人	34	1,183,200円	81人以上	13	483,600円	計	291	9,120,000円	<p>2 老人クラブ活動費補助金</p> <p>【内容】 一関市と同じ</p> <p>【クラブ数等（H21）】 23クラブ 1,200人</p> <p>【交付実績（H21）】</p> <table border="1"> <tr> <td>会員数</td> <td>クラブ数</td> <td>補助金額</td> </tr> <tr> <td>11～30人</td> <td>1</td> <td>28,800円</td> </tr> <tr> <td>31～50人</td> <td>13</td> <td>390,000円</td> </tr> <tr> <td>51～60人</td> <td>4</td> <td>134,400円</td> </tr> <tr> <td>61～80人</td> <td>4</td> <td>139,200円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>1</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23</td> <td>729,000円</td> </tr> </table>	会員数	クラブ数	補助金額	11～30人	1	28,800円	31～50人	13	390,000円	51～60人	4	134,400円	61～80人	4	139,200円	81人以上	1	37,200円	計	23	729,000円
会員数	クラブ数	補助金額																																										
11～30人	54	1,555,200円																																										
31～50人	135	4,050,000円																																										
51～60人	55	1,848,000円																																										
61～80人	34	1,183,200円																																										
81人以上	13	483,600円																																										
計	291	9,120,000円																																										
会員数	クラブ数	補助金額																																										
11～30人	1	28,800円																																										
31～50人	13	390,000円																																										
51～60人	4	134,400円																																										
61～80人	4	139,200円																																										
81人以上	1	37,200円																																										
計	23	729,000円																																										

項目	一 関 市	藤 沢 町
<p>2 敬老事業</p>	<p>敬老会の開催 H21年度実績</p> <p>【対象者】 市内に居住する80歳以上の高齢者 【委託先】 一関市社会福祉協議会 【委託料】 35,368千円</p> <p>内訳)記念品代 10,207千円 米寿祝い品 2,223千円 会食費・事務費 22,938千円</p> <p>【H21年度対象者】 12,839人 【会場数】 一関地域 11会場 花泉地域 7会場 大東地域 6会場 千厩地域 4会場 東山地域 1会場 室根地域 21会場 川崎地域 1会場</p> <p>H22年度予算額</p> <p>【委託料】 39,143千円</p> <p>内訳)記念品代 11,280千円 会食費・事務費 25,378千円 米寿祝い品 2,485千円</p> <p>【H22年度対象者】 13,457人(22年6月1日現在)</p>	<p>敬老会の開催 H21年度実績</p> <p>【対象者】 町内に居住する80歳以上の高齢者 【委託先】 藤沢町社会福祉協議会 【委託料】 1,000千円</p> <p>内訳)記念品代 453千円 記念事業公演料 333千円 事務費 214千円(飲食なし)</p> <p>【米寿祝い品】 199千円 委託料とは別途予算計上 【H21年度対象者】 1,294人 【会場】 縄文ホール</p> <p>H22年度予算額</p> <p>【委託料】 1,000千円</p> <p>内訳)記念品代 453千円 記念事業公演料 333千円 事務費 214千円(飲食なし)</p> <p>【米寿祝い品】 255千円(委託料とは別途予算計上)</p> <p>【H22年度対象者】 1,213人(22年6月1日現在)</p>

協議第29号

上下水道事業について（協定項目22 - 17）

上下水道事業について、次のとおり提案する。

- 1 水道料金及び水道分岐負担金・加入金については、当面、現行のとおりとし、合併後に統一する。
- 2 水道事業手数料は、合併次年度から一関市の制度に統一する。
- 3 農業集落排水事業使用料は、当面、現行のとおりとし、合併後に統一する。
- 4 農業集落排水事業受益者分担金は、合併次年度から一関市の制度に統一する。
- 5 浄化槽設置整備補助事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

平成22年 7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	17 上下水道事業																																																																																																												
調整の内容	1 水道料金及び水道分岐負担金・加入金については、当面、現行のとおりとし、合併後に統一する。 2 水道事業手数料は、合併年度から一関市の制度に統一する。 3 農業集落排水事業使用料は、当面、現行のとおりとし、合併後に統一する。 4 農業集落排水事業受益者分担金は、合併年度から一関市の制度に統一する。 5 浄化槽設置整備補助事業は、合併年度から一関市の制度に統一する。																																																																																																														
項目	一 関 市	藤 沢 町																																																																																																													
1 水道料金等 基本料金は1ヶ月 超過料金は1m ³	1 水道料金 【一関地域】 (1) 基本料金及び超過料金(税抜き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m³</td> <td>1,450円</td> <td>215円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>10m³</td> <td>2,200円</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>10m³</td> <td>2,200円</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td>100m³</td> <td>22,000円</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>浴場営業用</td> <td>100m³</td> <td>8,100円</td> <td>175円</td> </tr> <tr> <td>プール用</td> <td>100m³</td> <td>22,000円</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10m³</td> <td>3,150円</td> <td>315円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 量水器(メーター)使用料(税抜き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>7,100円</td> </tr> </tbody> </table> 参考/税込) 13mmで20m ³ 使用した場合 3,885円 13mmで40m ³ 使用した場合 8,400円 13mmで80m ³ 使用した場合 17,430円	用途	基本水量	基本料金	超過料金	一般用	10m ³	1,450円	215円	団体用	10m ³	2,200円	315円	営業用	10m ³	2,200円	315円	工業用	100m ³	22,000円	315円	浴場営業用	100m ³	8,100円	175円	プール用	100m ³	22,000円	315円	臨時用	10m ³	3,150円	315円	口径	使用料	13mm	100円	20mm	170円	25mm	190円	30mm	310円	40mm	400円	50mm	1,700円	75mm	2,200円	100mm	2,800円	150mm	7,100円	1 水道料金 (1) 基本料金及び超過料金(税抜き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m³</td> <td>2,520円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20m³</td> <td>5,540円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>15m³</td> <td>4,140円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td>50m³</td> <td>13,330円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m³</td> <td>620円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3m³</td> <td>840円</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 量水器(メーター)使用料(税抜き) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>地下式</th> <th>遠隔式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>140円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>250円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>300円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>430円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>550円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 参考/税込) 13mmで20m ³ 使用した場合 4,788円 13mmで40m ³ 使用した場合 8,778円 13mmで80m ³ 使用した場合 16,758円	用途	基本水量	基本料金	超過料金	一般用	10m ³	2,520円	190円	団体用	20m ³	5,540円	190円	営業用	15m ³	4,140円	190円	工業用	50m ³	13,330円	190円	臨時用	1m ³	620円	650円	その他	3m ³	840円	190円	口径	使用料		地下式	遠隔式	13mm	140円	300円	20mm	250円	500円	25mm	300円	550円	30mm	430円	700円	40mm	550円	800円	50mm	1,200円		75mm	2,500円		100mm	4,000円	
用途	基本水量	基本料金	超過料金																																																																																																												
一般用	10m ³	1,450円	215円																																																																																																												
団体用	10m ³	2,200円	315円																																																																																																												
営業用	10m ³	2,200円	315円																																																																																																												
工業用	100m ³	22,000円	315円																																																																																																												
浴場営業用	100m ³	8,100円	175円																																																																																																												
プール用	100m ³	22,000円	315円																																																																																																												
臨時用	10m ³	3,150円	315円																																																																																																												
口径	使用料																																																																																																														
13mm	100円																																																																																																														
20mm	170円																																																																																																														
25mm	190円																																																																																																														
30mm	310円																																																																																																														
40mm	400円																																																																																																														
50mm	1,700円																																																																																																														
75mm	2,200円																																																																																																														
100mm	2,800円																																																																																																														
150mm	7,100円																																																																																																														
用途	基本水量	基本料金	超過料金																																																																																																												
一般用	10m ³	2,520円	190円																																																																																																												
団体用	20m ³	5,540円	190円																																																																																																												
営業用	15m ³	4,140円	190円																																																																																																												
工業用	50m ³	13,330円	190円																																																																																																												
臨時用	1m ³	620円	650円																																																																																																												
その他	3m ³	840円	190円																																																																																																												
口径	使用料																																																																																																														
	地下式	遠隔式																																																																																																													
13mm	140円	300円																																																																																																													
20mm	250円	500円																																																																																																													
25mm	300円	550円																																																																																																													
30mm	430円	700円																																																																																																													
40mm	550円	800円																																																																																																													
50mm	1,200円																																																																																																														
75mm	2,500円																																																																																																														
100mm	4,000円																																																																																																														

1 水道料金等

基本料金は1ヶ月
超過料金は1m³

【花泉地域】

(1) 基本料金(税抜き)

用途	量水器の口径	金額
一般用	13mm から25mm まで	900円
一般用	30mm	4,600円
団体用	40mm から50mm まで	12,300円
団体用	150mm	358,100円
プール用		12,300円
臨時用		2,500円

(2) 超過料金(税抜き)

用途等の区分	給水量	金額
一般用	10m ³ まで	80円
	11m ³ ~ 20m ³	180円
	21m ³ ~ 30m ³	190円
	31m ³ 以上	200円
団体用	メーターの口径50mm 以下	170円
	メーターの口径100m ³ を超える	200円
	メーターの口径20,000m ³ まで	170円
	メーターの口径20,000m ³ を超える	200円
プール	100m ³ まで	170円
	100m ³ を超える	200円
臨時用	1m ³ につき	220円

(3) メーター使用料

なし

1 水道料金等

基本料金は1ヶ月

超過料金は1 m³

【大東地域】

(1) 基本料金及び超過料金(税抜き)

用途	基本水量	料金	超過料金
一般用	10 m ³	1,500 円	190 円
営業用	10 m ³	1,600 円	200 円
工業用	100 m ³	18,000 円	200 円
団体用	20 m ³	3,600 円	200 円
臨時用	10 m ³	3,000 円	350 円
プール	200 m ³	36,000 円	200 円

(2) メーター使用料(税抜き)

口径	使用料
13mm	100 円
16mm	150 円
20mm	180 円
25mm	190 円
30mm	300 円
40mm	340 円
50mm	1,600 円
75mm	2,200 円

1 水道料金等

基本料金は1ヶ月
超過料金は1 m³

【千厩地域】

(1) 基本料金及び超過料金(税抜き)

用途	区分	水量	料金
家庭用	基本料金	10 m ³ まで	1,700 円
	超過料	11 ~ 20 m ³	200 円
		21 m ³ ~	230 円
小口営業用	基本料金	20 m ³ まで	4,400 円
	超過料	21 ~ 50 m ³	250 円
		51 m ³ 以上	280 円
大口営業用	基本料金	2,000 m ³ まで	360,000 円
	超過料金	2,001 m ³ 以上	260 円
	基本料金	10 m ³ まで	2,100 円
団体用	超過料	11 ~ 20 m ³	250 円
		21 m ³ 以上	280 円
	基本料金	200 m ³ まで	33,000 円
プール用	超過料	201 m ³ 以上	200 円
	基本料金	100 m ³ まで	11,000 円
	超過料	101 m ³ 以上	180 円
浴場用	基本料金	10 m ³ まで	4,400 円
	超過料	11 m ³ 以上	250 円
	消火栓	1 m ³	500 円

(2) メーター使用料(税抜き)

口径	使用料
13mm	160 円
20mm	300 円
25mm	350 円
30mm	650 円
40mm	750 円
50mm	2,000 円
75mm	2,800 円
100mm	4,500 円
150mm	7,200 円

項目

一 関 市

藤 沢 町

1 水道料金等

基本料金は1ヶ月
超過料金は1 m³

【東山地域】

(1) 基本料金及び超過料金(税抜き)

用途	区分	水量	料金
家事用	基本料金	10 m ³ まで	1,700 円
	超過料金	11 ~ 30 m ³	200 円
	超過料金	31 ~ 50 m ³	220 円
営業用	基本料金	51 m ³ 以上	240 円
	基本料金	15 m ³ まで	4,050 円
	超過料金	16 ~ 30 m ³	320 円
団体用 (口径 20 mm 以下)	超過料金	31 ~ 50 m ³	340 円
	基本料金	51 m ³ 以上	360 円
	基本料金	15 m ³ まで	3,900 円
団体用 (口径 25 mm 以上)	超過料金	16 ~ 30 m ³	320 円
	超過料金	31 ~ 50 m ³	340 円
	基本料金	51 m ³ 以上	360 円
プール用	基本料金	20 m ³ まで	5,800 円
	超過料金	21 ~ 30 m ³	340 円
	超過料金	31 m ³ 以上	360 円
臨時用	基本料金	20 m ³ まで	6,000 円
	超過料金	21 m ³ 以上	360 円
	基本料金	100 m ³ まで	27,000 円
プール用	超過料金	101 ~ 200 m ³	320 円
	超過料金	201 ~ 300 m ³	340 円
	基本料金	301 m ³ 以上	360 円
臨時用	基本料金	10 m ³ まで	4,050 円
	超過料金	11 m ³ 以上	360 円

(2) メーター使用料(税抜き)

口径	使用料
13mm	200 円
20mm	300 円
25mm	370 円
30mm	500 円
40mm	600 円
50mm	2,000 円
75mm	2,800 円
100mm	3,600 円

項目

一 関 市

藤 沢 町

1 水道料金等

基本料金は1ヶ月
超過料金は1 m³

【室根地域】

(1) 基本料金及び従量加算(税込み)

料 金 の 種 類	料 金 額	
定額部分(月額)	基本料金 1,155円	
従量加算部分 (1 m ³ 当り)	1~10m ³ まで	73円
	11~30m ³ まで	210円
	31m ³ 以上	241円
臨時給水(1 m ³ 当り)	325円	

(2)メーター使用料
なし

【川崎地域】

(1) 基本料金及び超過料金(税抜き)

用途	基本水量	料 金	超過料金
一般用	10 m ³	1,800 円	265 円
団体用	20 m ³	3,600 円	265 円
営業用	20 m ³	3,600 円	265 円
臨時用	1 m ³	360 円	360 円

(2)メーター使用料(税抜き)

口径	使用料
13mm	150 円
20mm	255 円
25mm	315 円
30mm	540 円
40mm	600 円
50mm	1,950 円

項目

一 関 市

藤 沢 町

1 水道料金等

2 水道分岐負担金・加入金

【分岐負担金（一関地域）】（税抜き）

口 径	金 額
13mm	34,000円
20mm	80,000円
25mm	140,000円
30mm	200,000円
40mm	440,000円
50mm	740,000円
75mm	2,000,000円
100mm	4,100,000円
150mm	10,000,000円

【加入金（千厩地域）】（税抜き）

口 径	金 額
13mm	30,000円
20mm	60,000円
25mm	120,000円
30mm	240,000円
40mm	360,000円
50mm	680,000円
75mm	2,000,000円
100mm	4,100,000円

2 水道分岐負担金・加入金

【水道加入金】（税抜き）

口 径	金 額
13mm	50,000円
20mm	80,000円
25mm	100,000円
30mm	120,000円
40mm	150,000円
50mm	200,000円
75mm	250,000円
100mm	300,000円

項目	一 関 市	藤 沢 町
2 水道事業手数料	<p>【設計審査及び工事検査手数料】</p> <p>(1) 新設 分岐口径25ミリメートル以下 5,000円 分岐口径30ミリメートル以上 10,000円</p> <p>(2) 改造 口径を変更するもの 5,000円 口径を変更しないもの 3,000円</p> <p>【各種証明手数料】 1件につき 300円</p> <p>【指定給水装置工事事業者指定手数料】 1件につき 20,000円</p> <p>【給水開始・停止手数料】 なし</p> <p>【給水工事等設計手数料】 なし</p>	<p>【検査手数料】 新設 5,000円 増設・改造 3,000円 給水装置 500円</p> <p>【各種証明手数料】 1件につき 500円</p> <p>【指定給水装置工事事業者指定手数料】 なし</p> <p>【給水開始・停止手数料】 1件につき 500円</p> <p>【給水工事等設計手数料】 設計工事費の4% (設計金額が10,000円未満のときは400円)</p>

藤 沢 町																	
3 農業集落排水施設使用料等	<p>1 農業集落排水施設使用料 (税抜き、単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水量使用料</th> </tr> <tr> <th>基本使用料</th> <th>水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000</td> <td>10m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m³を超え20m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20m³を超え30m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30m³を超え50m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m³を超え100m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m³を超える分</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考・税込) 20m³使用した場合 3,150円 40m³使用した場合 6,562円 80m³使用した場合 14,017円</p>	水量使用料		基本使用料	水量	1,000	10m ³ まで		10m ³ を超え20m ³ まで		20m ³ を超え30m ³ まで		30m ³ を超え50m ³ まで		50m ³ を超え100m ³ まで		100m ³ を超える分
	水量使用料																
基本使用料	水量																
1,000	10m ³ まで																
	10m ³ を超え20m ³ まで																
	20m ³ を超え30m ³ まで																
	30m ³ を超え50m ³ まで																
	50m ³ を超え100m ³ まで																
	100m ³ を超える分																
4 浄化槽設置整備事業(個人設置型)	<p>1 農業集落排水施設使用料 (税抜き、単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水量使用料</th> </tr> <tr> <th>基本使用料</th> <th>水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000</td> <td>10m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m³を超え20m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20m³を超え50m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m³を超え100m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m³を超える分</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考・税込) 20m³使用した場合 4,095円 40m³使用した場合 7,245円 80m³使用した場合 14,175円</p>	水量使用料		基本使用料	水量	2,000	10m ³ まで		10m ³ を超え20m ³ まで		20m ³ を超え50m ³ まで		50m ³ を超え100m ³ まで		100m ³ を超える分		
	水量使用料																
基本使用料	水量																
2,000	10m ³ まで																
	10m ³ を超え20m ³ まで																
	20m ³ を超え50m ³ まで																
	50m ³ を超え100m ³ まで																
	100m ³ を超える分																
3 農業集落排水施設使用料等	<p>1 農業集落排水施設使用料 (税抜き、単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水量使用料</th> </tr> <tr> <th>基本使用料</th> <th>水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000</td> <td>10m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m³を超え20m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20m³を超え30m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30m³を超え50m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m³を超え100m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m³を超える分</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考・税込) 20m³使用した場合 3,150円 40m³使用した場合 6,562円 80m³使用した場合 14,017円</p>	水量使用料		基本使用料	水量	1,000	10m ³ まで		10m ³ を超え20m ³ まで		20m ³ を超え30m ³ まで		30m ³ を超え50m ³ まで		50m ³ を超え100m ³ まで		100m ³ を超える分
	水量使用料																
基本使用料	水量																
1,000	10m ³ まで																
	10m ³ を超え20m ³ まで																
	20m ³ を超え30m ³ まで																
	30m ³ を超え50m ³ まで																
	50m ³ を超え100m ³ まで																
	100m ³ を超える分																
4 浄化槽設置整備事業(個人設置型)	<p>2 農業集落排水事業分担金</p> <p>農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるための受益者分担金 (単一定額制を使用)</p> <p>建物1棟 = 200,000円 (税込み)</p>																
	<p>2 農業集落排水事業分担金</p> <p>農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるための受益者分担金 (単一定額制を使用)</p> <p>1戸当たり 80,000円 (税込み)</p>																

協議第30号

奨学金貸付事業について（協定項目22 - 18）

奨学金貸付事業について、次のとおり提案する。

奨学金貸付事業については、合併次年度から一関市の制度に統一する。
なお、藤沢町において合併以前に貸付を行ったものについては、現行のとおり一関市に引き継ぐ。

平成22年 7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	18 奨学金貸付事業
調整の内容	奨学金貸付事業については、合併次年度から一関市の制度に統一する。 なお、藤沢町において合併以前に貸付を行ったものについては、現行のとおり一関市に引き継ぐ。		

一 関 市		藤 沢 町																				
<p>【貸付対象】 経済的理由により就学困難なもの</p> <p>【貸付決定】 奨学生選考委員会で審査して決定</p> <p>【貸付金（月額）】 高等学校 12,000 円 高等専門学校 20,000 円 大学等 45,000 円</p> <p>【貸付に係る財源】 毎年度一般会計に予算措置 H22 139,902 千円</p> <p>【貸付期間】 各学校の正規の修業期間</p> <p>【保証人】 保証人 2 人（1 名は保護者）</p> <p>【償還期間】 貸与期間の満了又は廃止した月の翌月から起算して 6 ヶ月経過後、15 年以内。 一括賦、年賦、半年賦又は月賦のいずれかの方法による。</p> <p>【H22 年度貸付内訳】(H22.6.1 現在)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>継続貸付者</td> <td>新規貸付者</td> </tr> <tr> <td>大学生等</td> <td>148 人</td> <td>81 人</td> </tr> <tr> <td>高専生</td> <td>15 人</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>61 人</td> <td>19 人</td> </tr> </table>		継続貸付者	新規貸付者	大学生等	148 人	81 人	高専生	15 人	4 人	高校生	61 人	19 人	<p>【貸付対象】 学校教育法に規定する高等学校、短期大学及び高等専門学校に在学する者</p> <p>【貸付決定】 奨学資金貸付選考委員会で審査して決定</p> <p>【貸付金（月額）】 高等学校 9,000 円 短期大学・大学生等 22,000 円</p> <p>【貸付に係る財源】 奨学資金貸付基金の設置（4,000 万円）</p> <p>【貸付期間】 正規の修業年限の期間</p> <p>【保証人】 保証人 2 人（1 名は保護者）</p> <p>【償還期間】 貸付期間満了後 1 年据え置き 5 年賦償還</p> <p>【H22 年度貸付内訳】(H22.6.1 現在)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>継続貸付者</td> <td>新規貸付者</td> </tr> <tr> <td>大学生等</td> <td>10 名</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>2 名</td> <td>1 名</td> </tr> </table>		継続貸付者	新規貸付者	大学生等	10 名	1 名	高校生	2 名	1 名
	継続貸付者	新規貸付者																				
大学生等	148 人	81 人																				
高専生	15 人	4 人																				
高校生	61 人	19 人																				
	継続貸付者	新規貸付者																				
大学生等	10 名	1 名																				
高校生	2 名	1 名																				